

平成25年度第1回豊川市都市計画審議会議事録

1 日時

平成25年9月30日（月）午前9時30分～午前10時30分

2 会場

豊川市役所 本23会議室

3 議案

第1号議案 東三河都市計画道路（3・3・2号豊川新城線）の変更（愛知県決定）（諮問）

4 出席委員【16名】

(1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員

大貝彰 浅野純一郎 岩崎正弥 井上純吉 松下紀人 尾浦主伸
足立千恵子 田中みや子 伴正男 石川豊久 河口正八郎 篠崎邦江
各委員

(2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員

大嶽理恵 富田潤 各委員

(3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員

山田満 大谷光司 各委員

5 欠席委員【0名】

6 傍聴者数

1名

7 諮問依頼者

豊川市長 山脇実

8 事務局及び議案説明者

市 長 山脇実
建設部 荘田都市対策監、根木次長
都市計画課 岩村課長、田上課長補佐
 岩本計画係長、大澤技師
道路建設課 白井課長、井上課長補佐
愛知県東三河建設事務所道路整備課 林課長補佐、横井技師

午前9時30分 開会

審議会の開会

(事務局：都市計画課長補佐)

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、「平成25年度第1回都市計画審議会」を開会させていただきます。

私は事務局の都市計画課田上でございます。よろしく願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会は成立している事を申し上げます。

次に、次第を一枚おめくりください。委員名簿をご覧ください。本日の審議会は、本年度初めての開催となりまして、新たに委員にご就任いただいた方がお見えでございますので、事務局からご紹介させていただきます。

学識経験者の第1号委員としまして、岩崎正弥様【挨拶】、篠崎邦江様【挨拶】。市議会議員の第2号委員として、冨田潤様【挨拶】。また、関係機関の代表である第3号委員としまして、山田満様【挨拶】、大谷光司様【挨拶】。

以上の皆様が、今年度新たに委員にご就任いただいた方々でございます。なお、皆様の役職等につきましては、委員名簿でご紹介させていただいております。また、本日の配席表も配布しておりますので、併せてご覧ください。

次に傍聴についてご説明いたします。本日は豊川市都市計画審議会運営細則第6条の規定に基づきまして、本審議会の傍聴を可とすることになっております。つきましては、傍聴の皆様にはお配りしております傍聴にあたっての注意事項の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。また、写真撮影につきましては、各議案の審議が始まるまでとさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、次第に基づき、審議に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

市長挨拶

(市長)

皆さん、おはようございます。市長の山脇でございます。本日は大変お忙しい中、また、朝晩は涼しくなりましたが、昼間は大分暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から本市の都市計画行政につきましては、ご理解とご協力をいただきまして大変ありがとうございます。

さて、豊川市は今年、市制施行70周年を迎えるということでございます。この記念事業としまして、11月9日、10日にB-1グランプリ全国大会を開催いたします。残りまでちょうど40日という期間になりました。現在、関係機関の皆様のご協力のもとに、最終準備を進めているという状況でございます。今後とも皆様方のお力添えをいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題でございますが、都市計画道路豊川新城線、国道151号一宮バイパスの提出をさせていただいております。当該道路は本市と新城市を結び、さらには東三河を縦断し、地域間連携を担う南北軸として期待される幹線道路でございます。ご承知のように、新東名の新城インターが開通という状況になりますと、地域間連携を担う重要な幹線道路というように考えております。こちらにつきましては、事業進捗に伴い、線形及び幅員に係る都市計画の変更を行うものでございます。

本日は皆様の慎重審議、活発なご議論を頂きたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長選出及びあいさつ

(事務局：都市計画課長補佐)

ありがとうございました。市長は、この後、他の公務がありますので、これで退席させていただきます。

それでは、次第3に移る前に、お手元の配布資料について確認させていただきます。お手元には、A4版の次第、それと委員名簿、配席表、あと豊川市都市計画審議会の運営細則の一部改正についてと記載してありますクリップ留めの資料、ホチキス留めの審議会資料の冊子、あと右肩に資料2と記載されたA4の図面、それと、A3版の資料3の図面、最後にA4冊子の都市計画審議会関係法令、こちらをご用意いたしております。過不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。

次に、本日の事務局出席者を申し上げます。建設部都市対策監、建設部次長、都市計画課、道路建設課、愛知県東三河建設事務所道路整備課が出席しており

ます。

それでは、次第3に移ります。本日は、本年度第1回目の審議会でございますので、会長の選出をさせていただきたいと存じます。

会長職は本審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験委員の12名の皆様から選出していただくこととなります。選出の方法としましては、選挙によるものと規定されておりますが、運営細則第2条第4項において、指名推薦を選挙とみなす方法もございます。これまでは、慣例により指名推薦で行ってまいりましたが、委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。

はい、A委員どうぞ。

(A委員)

できましたら、本年度も慣例に従いまして、指名推薦でお願いできたらと思っております。私の個人的には、会長には学識経験者でもございます大貝先生を是非ともお願い申し上げたいと思っております。大貝先生につきましては、皆様方ご存知のとおり、都市計画に関わります見識は東三河だけでなく、大変広い範囲でも及んでおりますので、是非とも大貝先生に、この委員会の取りまとめ役であります会長職をお願いしたいと思っております。是非とも皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げたいというように思います。以上でございます。

(事務局：都市計画課長補佐)

ただいまA委員より、大貝委員に会長をお願いしたいとのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局：都市計画課長補佐)

それでは異議なしということで、大貝委員に会長をお願いしたいと存じます。大貝委員、会長席へよろしくお願いたします。

それでは、大貝会長からごあいさつをいただきたいと思っております。その後、議事の進行をよろしくお願いたします。

(会長)

みなさん、おはようございます。ただいまご指名いただきました大貝です。これまで、長年に渡って私と同じ大学に居られた三宅先生が、会長職を務められてまいりました。今年から私が会長ということで、三宅先生のようなうまい

取りまとめができるかどうか、若干不安でもありますが、皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

豊川市については、合併を3回ほど行って、かなり広域の都市となっております。そういうこともありまして、都市計画についても、新たなまちをつくっていくことにおいて、新しい課題或いは積み残された課題、様々あるかと思えます。そういった意味では、この都市計画審議会というのは、そういう新しい豊川市をつくっていく上での、重要な審議の場になろうかと思えますので、これから慎重な審議を、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、なにとぞご協力のほどをよろしくお願いします。

簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

会長職務代理者の指名

(会長)

ここからは、座って進めさせていただきます。

それでは、式次第に従いまして、次第4の会長職務代理者の指名ということです。本審議会条例の第6条第3項の規定によって、職務代理者は学識経験者のうちから会長が指名するとなっております。私としては、岩崎委員を指名させていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

議事録署名人の指名

(会長)

それでは続きまして、次第の5、議事録署名人の指名でございます。本審議会運営細則第9条第2項の規定で、議長が出席した常任委員のうちから2人を指名することとなっております。そこで、本日の審議会の議事録署名人には、大嶽委員と富田委員の2名を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

豊川市都市計画審議会運営細則の一部改正

(会長)

それでは、続いて次第の6に入りたいと思います。豊川市都市計画審議会運営細則の一部改正について、審議に入る前に事務局から説明をしたいと申出がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課長)

都市計画課長の岩村でございます。それでは、豊川市都市計画審議会運営細則の一部改正について、A4クリップ止めのこちらの資料をご覧ください。

1枚目に概要としてまとめさせていただきました。これに沿って説明させていただきます。本運営細則は、都市計画審議会の運営に係る必要事項を定めるもので、平成12年から施行しております。

1の改正理由でございますが、昨年度に前会長及び前職務代理者の交代がございましたのを機に、今年度に委員の定数の見直しを実施しました。昨年度20名だった委員数は、今年度16名に変更となっておりますが、運営細則第2条第2項に基づく会長選挙に関する要綱につきまして、委員の定数の見直しに伴い、支障のないように開票立会人の選出区分を変更するものでございます。

2の改正内容でございますが、第2号委員、これは、条例上の委員の区分で市議会の委員を指しますが、この第2号委員から、常任委員、こちらが全委員の皆様になります。この常任委員へと改正するものであります。参考資料として新旧対照表をご用意しておりますので、クリップを外していただいて、次のページにあります資料1をご覧ください。表は右側が旧、左側が新となっております。第2条第2項の赤字で記載された箇所が変更部分でございます。会長選挙の開票立会人は今まで第2号委員、つまり市議会の委員が2名となっておりますものを、開票立会人の区分を常任委員に変更するものです。その意図ですが、先ほど申し上げましたとおり、本年度全委員の見直しを行い、結果として、市議会の委員は2名となりました。万一、その第2号委員の2名のどちらか、或いは両方が審議会当日ご欠席された場合にも、会長選挙が実施できるよう、立会人の選出区分を出席された常任委員全員へと拡大するものでございます。

5ページをお開きください。附則として、本日平成25年9月30日から施行と記載しております。変更箇所は以上2箇所でございます。

以上が、運営規則の一部改正の内容です。1枚戻っていただいて、4ページの第12条をご覧ください。今回の運営細則の一部改正につきましては、同条の委任として会長が定める案件となっております。従いまして、本来、議案提出は不要となる訳でございますが、本日は新会長が選出される第1回目の審議会でございますので、大貝会長に一部改正についてお諮りいたしたく、審議に先立ち提出するものでございます。

以上で、次第6の説明を終わります。よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。以上、事務局から説明がありましたとおり、運営細則については、会長が定めるということになっているようです。ただ、私もつい先ほど会長に選出されたばかりです。せつかくですので、今日この場で皆様のご意見をお伺いして判断したいと思っております。今の説明等について、質問

或いはご意見があれば、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。趣旨は今の事務局の説明で、ご理解できたかと思いますが。

特段意見もないようですので、それでは、本来は会長が定めることとなっておりますので、事務局の提案のとおり本日付で、この豊川市都市計画審議会運営細則の一部改正について、提案どおり改正を行うこととします。

議事

●第1号議案 東三河都市計画道路（3・3・2号豊川新城線）の変更（愛知県決定）（諮問）

（会長）

それでは続きまして、次第の7第1号議案東三河都市計画道路の変更について、まずは、審議会資料にもとづきまして、議事に入ってまいりたいと思います。本日の審議は、第1号議案のみとなります。議事については、事務局から説明の後、皆様に意見を求めて採決を行いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

また、第1号議案の東三河都市計画道路の変更については、愛知県が決定する都市計画となります。愛知県から今回の変更案に係る豊川市への意見照会を受け、事前に市長から本審議会に「諮問」されていますので、本議案の審議を行います。それでは事務局から第1号議案の説明をお願いします。

（事務局：都市計画課長）

それでは、第1号議案を説明させていただきます。審議会資料の1ページをお開きください。変更する都市計画の概要からご説明いたします。変更する種類及び名称でございますが、東三河都市計画道路3・3・2号豊川新城線、いわゆる国道151号一宮バイパスとなり、決定権者は愛知県となっております。

当該路線の位置をご説明いたしますので、別添の資料2、A4図面をご覧ください。豊川新城線は、東名豊川インターチェンジの北に位置し、新城市八束穂字北沢を起点とし、本市麻生田町大荒子を終点とする計画決定延長約16,120mの幹線街路でございます。図面の赤の点線が当該路線となり、このうち実線区間について今回ご審議をお願いするものでございます。

審議会資料の1ページに戻りまして、変更内容の概略ですが2点の変更がございます。まず1点目としまして、線形の変更を行うもので、変更区間の延長は約980m、最大振幅は約49mとなります。

2点目は幅員の変更を行うもので、変更区間の延長は約190m、幅員を現

在の23. 5mから25mへと変更するものでございます。

変更理由につきましては、資料2ページをご覧ください。1変更概要から申し上げます。当該路線は3種2級の道路規格、4車線、設計速度は60kmとなっており、変更内容及び変更延長は先ほど申し上げたとおりです。

2都市の将来像における位置づけにつきましては、上位計画となる愛知県東三河都市計画区域マスタープラン、豊川市の上位計画となる第5次豊川市総合計画及び都市計画マスタープランにおける当該道路の位置づけを示しております。

次に、3都市計画変更の必要性及び変更理由でございますが、こちらにつきましては図面で説明させていただきますので、別添の資料3、A3用紙の図面をご覧ください。先ほどの資料2と方位が変わりまして申し訳ありませんが、上段の計画図及び下段の縦断図は左側が北方向、起点側となっております。また、凡例は黄色が変更前、赤が変更後となります。

豊川新城線は昭和53年に当初の都市計画決定がされ、平成20年度に当該区間の事業着手に至り、現在、愛知県施行により事業が進められている路線でございます。計画図の中央、緑色実線でお示しする市道足山田大木線は、この地域の重要な生活道路となっており、また、当該路線の当初決定以降の工場増設により、現在は工場への主要なアクセス道路としても利用されております。この市道と当該路線の交差部を、下の縦断図上部にあります拡大図でお示ししておりますので、こちらをご覧ください。

左側の現計画では2路線は平面交差となっておりますが、豊川新城線に中央分離帯が設置されるため、市道から当該路線への車両は直進できない構造となっております。こうした地域の主要道路の分断を解消するため、既設道路との交差部の見直しを行い、2路線の立体交差化を図る構造変更を行うものでございます。

具体的には右図のようになりますが、交差部の白い部分にボックスカルバートというトンネルのような構造体を設置し、上に市道、下に当該路線を通し、現況の道路利用形態を確保するものでございます。

さらに、この立体交差化により、当該路線の縦断線形が低くなりますので、全体的に計画高の見直しを実施いたします。

下の縦断図をご覧ください。中央やや左側に青色の四角がある部分が先ほど申し上げましたボックス構造になり、市道との立体交差箇所となります。この交差部で現計画と比較すると約5m低くなります。これにより、図面右側の緑色点線の丸印でお示しする当該路線の終点側は、地盤面との高低差が小さくなるため、現在の橋梁構造を盛土の平面構造へと変更するものでございます。

また、平面構造への変更に合わせて幅員の変更を行います。幅員構成につき

ましては、計画図左下の横断図のとおりとなります。表示が小さくて申し訳ございませんが、橋梁構造の幅員23.5mから平面構造の25mへと変更を行うこの区間延長が約190mとなります。

さらに、縦断を下げることにより、地盤高の高い工場周辺は切土造成への影響や工場乗入口の付け替え等により、周辺土地利用に配慮し、社会性、経済性にも考慮して平面線形を見直すもので、この区間が約980mとなります。変更理由については以上となります。

続きまして、審議会資料の3ページにお戻りください。当該路線の平成42年における将来交通量は、1日あたり約24,000台を見込んでおります。

4ページをご覧ください。線形については道路構造令で定める基準に適合した線形としています。

1枚おめくりいただき6ページをご覧ください。最後になりますが、これまでの手続きに関する経緯についてご説明いたします。

4月25日に当該変更に係る説明会を実施し、参加者は49名でございました。その後、市から県への案の申し出、県から市への意見照会を経て、8月9日から23日までの2週間において、都市計画法第17条の規定に基づき、縦覧を実施しました。縦覧者数は8名で、意見書の提出はありませんでした。

本日の審議会での結果を踏まえ、愛知県への意見照会に対する回答を行う予定でございます。本議案は愛知県決定ですので、その後、愛知県都市計画審議会にて審議を行い、告示は11月下旬を予定しています。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

質疑応答

(会長)

ありがとうございました。それでは、第1号議案について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

(B委員)

クロスする市道足山田大木線が、立体交差になるということですが、そこを信号にするのではなく、立体にするというのは、何か理由があるのでしょうか。この地域の分断で、地元の同意が得られないと書いてあるのですが、信号にすればこのまま右折ができるのではないかと。この図でいいますと、左折しかできないようになっており、これが地域問題になると思います。信号にすれば、行き来ができるようになると思いますので、地域分断は解消されると思うのですが、これがあえて立体になっているのは、何か理由があるのですか。

(会長)

はい。では事務局どうぞ。

(事務局：都市計画課長)

はい。まず、信号設置の考え方になりますが、現在の都市計画決定の資料を見ますと、ここの部分については、このとおり信号はないという形で協議を進めております。その理由が、考えられるものとして、図面の左側に市道若宮上新切線があると思います。この道路につきましては、信号交差点として、交差点の計画図で、当時公安委員会において協議した跡がみられます。ですから、ここが信号の箇所だと考えられていたのではないかと、当時の図書を見ますと考えられます。そうしますと、ここの信号と、この緑の市道足山田大木線の区間が短いものですから、当初の計画というのは、ここの部分の信号の交差点というのは、考えてなかったのではないかと、その当時の都市計画決定から考えられます。そして、現在その件に関しましてですが、当然信号が付くか付かないかというのは、計画の段階というよりも、実際に事業に入る段階で、公安委員会と協議がされることになるとと思いますが、一般的に考えまして、距離的に200mだとかそこらの距離ですと、連続して信号交差点というのは難しいのかなというように考えられます。以上でございます。

(B委員)

そうすると、立体にすることで、足山田大木線の行き来を確実にするということになりますね。そうすると、若宮上新切線というのは、下の断面図を見ると高さが変わっていると思うのですが、ここは信号で大丈夫ということですか。それとも立体になるのですか。

(事務局：都市計画課長)

構造としては平面になります。信号につきましては、先ほど申し上げましたとおり、計画の段階での協議というよりも、実際に事業を進める中で、その状況を見ながらということになると思いますので、すぐに信号が付くかという判断は今のところはできないです。

(B委員)

計画としては、信号になっていますか。

(事務局：都市計画課長)

信号で考えています。平面交差するという考えです。

(会長)

その他、ご意見、ご質問があればお伺いしますが。

はい、どうぞ。

(C委員)

立体交差するところについて、豊川新城線と足山田大木線は、歩行者は行き来ができるようになっているのですか。

(事務局：東三河建設事務所)

本線が下で、その上を市道が通る形になるので、構造的に、直接歩行者が上の市道に上がることはできない構造でございます。

(C委員)

では、それぞれへ行くには、次の信号のところまで行かなければならないのですか。

(事務局：東三河建設事務所)

そうです。

(会長)

よろしいですか。

(C委員)

はい。

(会長)

その他は。

はい、どうぞ。

(D委員)

生活の分断というのは、ありうるわけですね。歩く人は都市計画道路豊川新城線を越えられないということですか。今までの足山田大木線は、歩いては通れないということですか。

(事務局：東三河建設事務所)

市道としては繋がっておりますので、今までどおりです。

(D委員)

都市計画道路豊川新城線は、歩行者が通れないという説明ではありませんでしたか。

(事務局：東三河建設事務所)

本線とこの市道が立体交差ですから、本線の歩道を歩いてきた歩行者が、上の市道へこの位置で直接行くことができないという意味でございます。

(D委員)

生活道路としての交通は今までどおりということですか。

(事務局：東三河建設事務所)

はい。そのとおりです。

(事務局：都市対策監)

むしろ足山田大木線は、歩道を設置する計画で今動いておりますので、今までよりさらに歩行者対策がとられることになっています。

(D委員)

そうですか。

(会長)

その他、ご意見、ご質問があればお伺いしますが。

はい、どうぞ。

(D委員)

もう1つすいません。生活道路としての足山田大木線は、そのまま直接都市計画道路豊川新城線には入れないということですよ。一旦若宮新切線に出て、交差点で入るという動きになりますか。

(事務局：東三河建設事務所)

はい。そのとおりでございます。

(会長)

その他、ご質問等があれば。

はい、どうぞ。

(E委員)

事業に入っているというご説明でしたが、具体的にこの区間を向こう何年間やっていくという見通しがあるのかということと、それから、今回示されているのは、道路そのものの幅員の中の設計とそれに必要な範囲ということで、25mとか28mということだと思っておりますが、実際には、切土とか盛土するという話ですので、幅が広く影響がでると思うのですが、切土区間だとどれくらいの幅が削られて、盛土区間だと、緩やかに盛ると幅が広くなると思うけれど、だいたいどれくらいの幅に影響を及ぼすか、付則として説明していただきたいと思うのですが。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局：東三河建設事務所)

まず、目標計画年数ですが、一般的には10年程度という目安がありますが、ここに関しましては、事業が大規模で予算の配分が不明確ということがあります。もう一点は、工事は予定が立てば目処はつくのですが、用地交渉において難航した場合、これがかなり時間がかかる要素でございます、これが予想できないというのがございます。今の段階でいつまでというのは、なかなか予想できない状況でございます。

あと、都市計画幅以上にどれくらい実際にかかるのですかということですが、ここの地形は、かなり起伏が激しいところでございます、切り盛りが多く出てくるところでございますが、1番盛土でかかるところは、道路の約2倍で、25mに対して両サイドで50mくらいかかる場所もございます。

(E委員)

事前の説明会をされたということですが、そのあたりの説明もしていますか。

(事務局：東三河建設事務所)

説明会の時は、図面を広げて、それを見ながら説明をさせていただいております。

(E委員)

切土、盛土がどのようなイメージになるかも含めてですか。

(事務局：東三河建設事務所)

そうですね。標準断面でこのような形になりますという説明と、緑で塗ってあるところが盛土で、黄色が切土になりますになりますという、一通りの説明はしています。

(E委員)

実際この説明だけすると、仮にこの土地にかかっている人は、ここまでは大丈夫で、赤のラインの内側はダメだが、外側は大丈夫だととらえられがちで、具体的にもっと削られるということがお分かりになっていなかったりすることもあるのかなと思ってお聞きしましたが、そういう心配がないかという趣旨です。

(会長)

そのあたりは、説明会において説明しているのではないのでしょうか。

(事務局：都市計画課長)

私もその説明会に出ておまして、用地買収についても説明しております。説明会が終わった後、個別に皆さん来られまして、その場で説明しております。むしろその説明会では、そういったこともですが、事業に対して早期実現を求めるといった意見もありました。

(会長)

その他ご意見、ご質問はありますか。

はい、どうぞ。

(F委員)

工学的なことは分かりませんが、先ほどから、地域住民については、こちらのほうがメリットになることは分かりました。この大規模工場への通勤者についてイメージできないのですが、足山田大木線を通して出勤しているのか、或いは、この新しく都市計画道路豊川新城線ができたならそれを使うのか分からないのですが、通勤者への影響というのは特にはないのでしょうか。

(事務局：東三河建設事務所)

大規模工場に、どうやって入るかということによかったですか。

(F 委員)

はい。

(事務局：東三河建設事務所)

現在、足山田大木線を使っている車両は、このまま立体交差で通れるようになりますので、このまま今と同じように工場へ行けるようになります。整備後に豊川新城線を利用される場合、足山田大木線が立体交差になって、直接曲がることができませんので、次の若宮上新切線が交差点になりますので、ちょっと遠くにはなりますが、ここで曲がっていただいて、工場へ行ってもらうというような形に通勤形態としてはなりません。

(F 委員)

それが、時間的にかなり長くなるということはないですか。

(事務局：東三河建設事務所)

ないです。車なので、もともと時間はかからないですし、工場もこのようなルートになりますと示したところ、これはやむをえないですねと承知してもらっています。

(F 委員)

分かりました。

(会長)

ありがとうございます。その他、ご意見。ご質問がもしあれば。

はい、どうぞ。

(G 委員)

ちょっと確認させていただきたいのですが、このA3の変更後という赤いラインで、新しい新設道路の下に道路ができていると思うのですが、これの役割を伺いたいと思います。

もう一点、説明会を4月25日に開かれていると思いますが、どういった告知でどういった方に集まっていたのか教えてください。

(会長)

2点ほど質問がありました。どうですか。

(事務局：東三河建設事務所)

お手持ちの資料の、赤の変更後と書いてあるものの、これの下の道路ということによろしいですか。この斜めに横断しているのが、ここに書いてありますとおり、市道足山田大木線でございます。ここから、この赤の本線と交わる場所から、工場への進入路があるのですが、本線ができることによって潰れてしまいますので、この付け替えでございます。ちょうど工場の建屋と新しくできる道路の空いているスペースを使いまして、工場に入っていく乗り入れがこの道路になります。

(事務局：都市計画課長)

説明会につきましては、広報と都市計画課のホームページで周知を図ったというのが、全体に対する周知の方法です。また、個別周知としまして、全地権者の方には説明会の案内を郵送で周知しております。加えまして、地元の代表であります町内会長には、事前に連絡させていただいておりますし、この地区は、151号バイパスの対策委員会という組織が地元にありますので、こちらにもお伝えしています。

(会長)

だいぶご意見等が出てきましてけれども、まだありますか。
はい、どうぞ。

(B委員)

もう一点確認を。上長山一宮線というのは、図でいうと左にあります。その道に左上から右下にクロスする道があるのですが、ここには変更というようになってないと思うのですが、もちろん先ほどの説明では信号にならないといったことだと思うのですが、ここについては、地元の同意が得られていて、もう変更はないですよという状態なのかという確認をさせてもらっていいですか。

(会長)

今回の線形変更区間外の話ですか。

(B委員)

そうですね。

(事務局：東三河建設事務所)

今のご質問ですが、市道上長山一宮線と若宮上新切線につきましては、地元

としては、利便性を落としてほしくないということで、信号交差点を要望されております。設計としましては、将来4車線になりますと、真ん中に中央分離帯ができますので、交差点形状でないと、中央分離帯で通り抜けできなくなりますので、交差点形状を考えているのですが、施工的には暫定2車線の片側1車線ずつを造ってから、最終的に片側2車線の4車線を造っていきます。当然4車線にした時は信号でないと、交通処理ができないので信号が必要なのですが、片側2車線で暫定的に造るときは、設置しないという協議の結果となっています。4車線にするときはするということで、道路の設計としては、将来の4車線の信号交差点を踏まえた構造になっております。

(B委員)

確認ですけれども、上長山一宮線と若宮上新切線の間にある道も、平面で信号になる予定だということですか。3連続信号になるということですか。

(事務局：東三河建設事務所)

間のこの道路は信号にならないかということですか。横断している市道は多くありますが、あまり信号交差点を造ってしまうと、信号でどんどん止まって、走行性がかなり悪くなってしまいます。また、交差点が接近することにより、交通処理が煩雑になってしまうので、渋滞の原因にもなってしまいます。よって、この間は信号を設置せず、この比較的大きな市道の交差点に限らせていただいているというものです。

(B委員)

地元とは話がついているのですか。

(事務局：東三河建設事務所)

絵はその都度見せていますので、ここに関しては、信号交差点の要望はなかったと思います。豊川新城線への接続はできるようになっていますので、片側ずつは行けるようになっています。ただ、通り抜けはできませんという構造です。

(B委員)

分かりました。

(会長)

地域の幹線道路ができることで、それによって地元のいろんな生活道路が影

響を受けることがあります。そのためいろんな質問があると思います。

その他、ご質問があればお受けしますが。

はい、どうぞ。

(H委員)

この工事ですけども、相当長くかかっているようなのですが、実際にこの道路の完成はいつごろですか。

(事務局：東三河建設事務所)

先ほどの質問と同じになってしまいますが、1事業概ね10年というのはありますが、予算が毎年毎年変わってくるということと、用地の取得にどれだけかかってしまうかということで、難航した場合、1筆だけ残ってもそれだけで3年くらいかかってしまうこともありますので、なかなか予想もし辛いということもございまして、今の段階でいつできるというのはなかなか申し上げられないような状況です。

(H委員)

新東名の新城のインターチェンジもできますし、東西の流れは非常に良いと思うのですが、東三河全体での行き来を考えますと、南北の通りが非常に悪くて、そういったことに対しても、商工会へいろいろ要望が出ているのですが、東三河の広域連合といった面から考えても、南北の道が早急にできないと、いつまでたっても東三河が活性化されないということがあると思います。とにかく、国道ですのでこういった流れをきちんと造るということで、早いうちの完成をしていただきたいと思います。それと、小坂井バイパスも151号バイパスになると思いますが、こちらもまだ有料化されておまして、下の生活道路が非常に混雑しておまして、151号線が幹線道路にも関わらず、なかなか通らないところはすごくおかしいと思いますので、是非早急にできるようにお願いします。

(事務局：都市対策監)

この路線を早くという話は、県議会や市議会でも再三話題になっておまして、やはり非常にボリュームが大きい道路だということで、早く効果が発生するように、上長山一宮線というところから、豊川インター側につきまして1工区、ここから新城側を2工区と2つに分けて、先に1工区を集中してやっつこうと、今、県のほうはそういった方針でやっております。先日開かれた県議会での、この議論等を聞いておまして、この都市計画決定が承認された暁に

は、用地買収を1工区全域に広げて進捗を図りたいと、このように県の部長さんも言っておられますので、これで用地買収も大木の区画整理を含めて全域に広がる、それで工事に入っていける状況になるのかなと考えております。よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問があればお受けしますが。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見も出尽くしたように思いますので、採決に移りたいと思います。第1号議案東三河都市計画道路3・3・2号豊川新城線の変更について、県の案に本審議会として異議なしとして回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(会長)

それでは、異議なしとします。

本日の議案の審議はこれで終了いたしました。その他事務局から連絡があれば申し上げます。

(事務局：都市計画課長補佐)

事務局から連絡いたします。今年度の次回審議会の予定でございますが、議題として「市民病院跡地の用途地域の変更及び地区計画の決定」等を予定しております。開催時期につきましては年明け以降を予定しております。会議のご案内につきましては、決定次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

閉会

(会長)

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。皆様のご協力どうもありがとうございました。

以上です。

午前10時30分閉会